

# T&C防食工法協会々則



## 第一章 総 則

### 【名称】

**第一条** この会は、T&C防食工法協会と称する。

### 【事務所】

**第二条** この会は、主たる事務所を、東京都杉並区上荻1-24-19シャイン荻窪B1Fにおく。

### 【目的】

**第三条** この会は、コンクリート劣化防止技術に関する調査研究と新技術の汎用普及によって、会員各位の技術の協動的発展に貢献することを目的とする。

### 【事業】

**第四条** この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. コンクリート劣化防止技術に関する総合的調査研究。
2. コンクリート劣化防止の動向および新技術の需要調査。
3. T&C防食工法の普及活動。
4. 新コンクリート劣化防止技術の育成およびその成果の普及広報。
5. 会員各位の保有コンクリート劣化防止技術の活用普及。
6. その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

## 第二章 会 員

### 【会員】

**第五条** この会は、会の趣旨に賛同した下記会員をもって構成する。

1. 理事会員

㈱日興の代理店で且つ、当協会の趣旨に賛同した者。理事会員は、正会員並びに準会員募集の権利を有すると同時に、正会員、準会員の管理義務を負う。正会員への材料供給資格を有する。

2. 正会員

当協会の開発したT&C防食技術に限定し、理事会員の元で、自社のビジネスとしてT&C防食の販売・施工を行う者。準会員の管理義務を負う。

3. 準会員

理事会員または、正会員の元で営業のみを行う者。型録等の使用に関し、正会員または、理事会員との連名のゴム印を使用するものとする。

### 【入会】

**第六条** この会の会員になろうとするものは、別途定める入会申込書により申込みなければならない。なお、入会は常任理事会の決議を経て決定する。

## 【退会】

**第七条** 会員が、この会を退会しようとするときは、文書による届出によって退会することができる。ただし、未納会費は徴収し、既納会費は返還しないものとする。

## 【除名】

**第八条** 会員が、会費を未納し、6ヶ月に亘る場合及び、研究会の名誉を傷つけまたは、この研究会の目的に反する行為があったときは、理事会の決議を経て、除名することができる。

## 第三章 役員

### 【役員】

**第九条** この会の役員は会長1名、常任理事長1名、常任理事若干名、理事50名以内及び、監査役2名以内とする。  
2. 会長は会員の中から総会で選任する。

### 【任期】

**第十条** 役員の任期は、理事会員を退会するまでとする。会長、常任理事長、常任理事及び監査役の任期は、2年間とする。但し、理事会社が、株式会社日興の代理店でなくなった時は、理事会員としての資格を失う。

### 【役員の仕事】

**第十一条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
2. 常任理事長は、常任理事会を統括すると共に会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたるときは、その職務を代行する。  
3. 常任理事は、理事会員の中から会長が委嘱し、常任理事会を構成し、この会の重要事項を議決する。  
4. 理事は、入会時常任理事会の審査を経て、会長が委嘱し、理事会を構成し、この会の業務を執行する。  
5. 監査役は、理事会員の中から会長が委嘱し、この会の会計を監査する。

### 【顧問】

**第十二条** この会に、顧問若干名を置くことができる。  
2. 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。  
3. 顧問は、この会に関し必要な助言を与え、常任理事会に出席して、意見を述べることができる。

## 第四章 会議

### 【会議】

**第十三条** この会の会議は、総会、常任理事会および理事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 総会は、各会員の届け出た代表者をもって構成し、議長は会長が行う。
- (2) 常任理事会は、会長、常任理事および監査役をもって構成する。
- (3) 理事会は、会長、常任理事、理事、および監査役をもって構成する。

### 【総会】

**第十四条** 総会は、会長、常任理事、理事、正会員で構成し、この会の事業計画、予算決算および会則に関する事項、その他の事項を決議する。

### 【常任理事会】

**第十五条** 常任理事会は、会長、常任理事で構成し、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会務の執行に関する重要事項。
- (2) 総会に付議すべき事項および総会から委任された事項。
- (3) その他、会長が必要と認めた事項。

### 【理事会】

**第十六条** 理事会は、会長、常任理事、理事で構成し、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 会務の執行に関する事項。
- (2) 常任理事会に付議すべき事項及び常任理事会から委任された事項。
- (3) その他、会長が必要と定めた事項。

### 【会議の開催および議決】

**第十七条** この会の会議の開催の時期および回数は、次の通りとする。

- (1) 定時総会は毎年一回、一定の時期に開催し、臨時総会は会長または理事会が必要と認めたとき。もしくは会員の2分の1以上からなる文書による請求があった場合、開催する。
- (2) 常任理事会は、2ヶ月に1回開催する。その他、会長が認めたとき。または常任理事会員の3分の1以上から請求があった場合、開催する。
- (3) 理事会は、毎年2回開催する。その他、常任理事会が必要と認めたとき。または理事会員の3分の1以上から請求があった場合、開催する。
- (4) 総会、常任理事会および理事会の決議は、本会則に別段の定めある場合を除き、決議は出席会員の過半数の同意をもって決議し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

#### 【連絡担当者】

第十八条 会員各社に連絡担当者を置き、登録の上、事務局等との連絡にあたる。

#### 【事務局】

第十九条 この会の事務を処理するために事務局を置き、事務局には事務局長を置く。

## 第五章 会 計

#### 【会計】

第二十条 この会の運営資金は次の通りとし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

- (1) 入会金。
  - (2) 年会費。
  - (3) その他の収入。
2. 入会金、年会費の額については、別途定める。新規入会者は、入会金（正会員は、別途指導料）と年会費を入会するとき納付し、次年度以降の年会費は、理事の責任の下に3月末までに翌年分の年会費を納付するものとする。
3. 本会の会費は、如何なる場合もこれを返還しない。
4. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
5. 事務局は、会計年度終了後速やかにこの会の決算書を作成し、監査役の監査を受けると共に理事会の承認を得なければならない。

## 第六章 その他

#### 【解散、残余財産の処理】

第二十一条 この会は、会員の2分の1以上の同意をもって解散することができる。この場合、残余財産の処分は、理事会で決定するものとする。

#### 【その他】

第二十二条 この会則に定めなき事項については、理事会の承認を得て決定する

# 細 則 I

## 【理事会員の入会金、年会費】

第一条 会則第二十条に定める理事会員の入会金及び年会費は、次の通りとする。

入会金                    ¥ 2, 5 0 0, 0 0 0 円

年会費                    ¥ 1 0 0, 0 0 0 円

(但し、年会費は暫定とし今後単年度毎に見直すものとする)

## 細 則 Ⅱ

### 【正会員の入会金、指導料及び年会費】

**第一条** 会則第二十条に定める正会員の入会金、指導料及び年会費は、次の通りとし、理事会員を通じて納付するものとする。

入会金	¥ 5 0 0 , 0 0 0 円
指導料	¥ 5 0 0 , 0 0 0 円
年会費	¥ 1 0 0 , 0 0 0 円

# T & C防食工法協会 入 会 申 込 書

平成 年 月 日

T & C防食工法協会  
会長 塩田 哲康 殿

〒  
住 所  
会社名  
代表者 印  
TEL  
FAX

弊社は、T & C防食工法協会の目的及び事業に賛同し、入会を申し込みます。  
尚、協会への代表者、連絡担当者を下記の通り、登録致します。

## 記

協会出席代表者 役職名  
部 署  
氏 名

連絡担当者 役職名  
部 署  
氏 名